

# 資料1

## ◎生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表(附則第2項関係)

現行	改正案
<p>(学校施設の利用)</p> <p>第26条 校長は、<u>生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則</u> (昭和55年6月生駒市教育委員会規則第7号)第5条及び第6条に定める日時又 は場所以外で学校施設の利用の許可を申請する者があるときは、当該申請 者にその利用を希望する日の7日前までに様式第6号による学校施設利用許 可申請書を提出させなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定により提出された申請書に意見を付して速やかに委員 会に進達しなければならない。</p>	<p>(学校施設の利用)</p> <p>第26条 校長は、<u>生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例</u> (令和7年12月生駒市条例第37号)の規定により開放する学校体育施設以外 で学校施設の利用の許可を申請する者があるときは、当該申請者にその利 用を希望する日の7日前までに様式第6号による学校施設利用許可申請書を 提出させなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定により提出された申請書に意見を付して速やかに委員 会に進達しなければならない。</p>